

●香川県警察本部告示第5号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月26日

香川県警察本部長 河 合 信 之

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～29 略				1～29 略			
30 議会の議員 その他非常勤 の職員の公務 災害補償等に 関する条例（ 昭和42年香川 県条例第34号）	略			30 議会の議員 その他非常勤 の職員の公務 災害補償等に 関する条例（ 昭和42年香川 県条例第34号）	略		
(1) 議会の 議員その他 非常勤の職 員の公務災 害補償等に 関する条例 施行規則（ 昭和42年香 川県規則第 65号）	<u>第4条第 2項</u>	<u>実施機関としての 公務上の災害又は 通勤による災害の いずれにも該当し ない旨の通知</u>	通知書	(1) 議会の 議員その他 非常勤の職 員の公務災 害補償等に 関する条例 施行規則（ 昭和42年香 川県規則第 65号）			
	第10条～附則第16項 略				第10条～附則第16項 略		
31～36 略				31～36 略			

附 則

この規程は、平成30年10月26日から施行する。